

北上市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則

北上市立小中学校管理運営規則（平成3年北上市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、北上市立小中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し必要な基本的事項を定めるものとする。</p> <p>(共同実施組織)</p> <p>第35条 学校事務を共同処理するとともに、学校運営の支援を行うため、<u>共同実施組織を置く。</u></p> <p>2 <u>共同実施組織に事務を総括する者を置く。</u></p> <p>3 <u>第1項の共同実施組織の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>）第33条の規定に基づき、北上市立小中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し必要な基本的事項を定めるものとする。</p> <p>(共同学校事務室)</p> <p>第35条 <u>法第47条の4の規定に基づき、全ての学校に係る事務を共同処理するための組織として、共同学校事務室を置く。</u></p> <p>2 <u>共同学校事務室に、法第47条の4第2項に規定する室長として総括室長を置く。</u></p> <p>3 <u>共同学校事務室に所掌する学校に係る事務の共同処理を行う推進室を置き、推進室に推進室長及び副推進室長を置く。</u></p> <p>4 <u>共同学校事務室において共同で行う事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2に定めるもののほか、学校経営全般に係る支援及び学校教育の充実のため、共同学校事務室で行うことが適当と教育委員会が定める事務とする。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。